

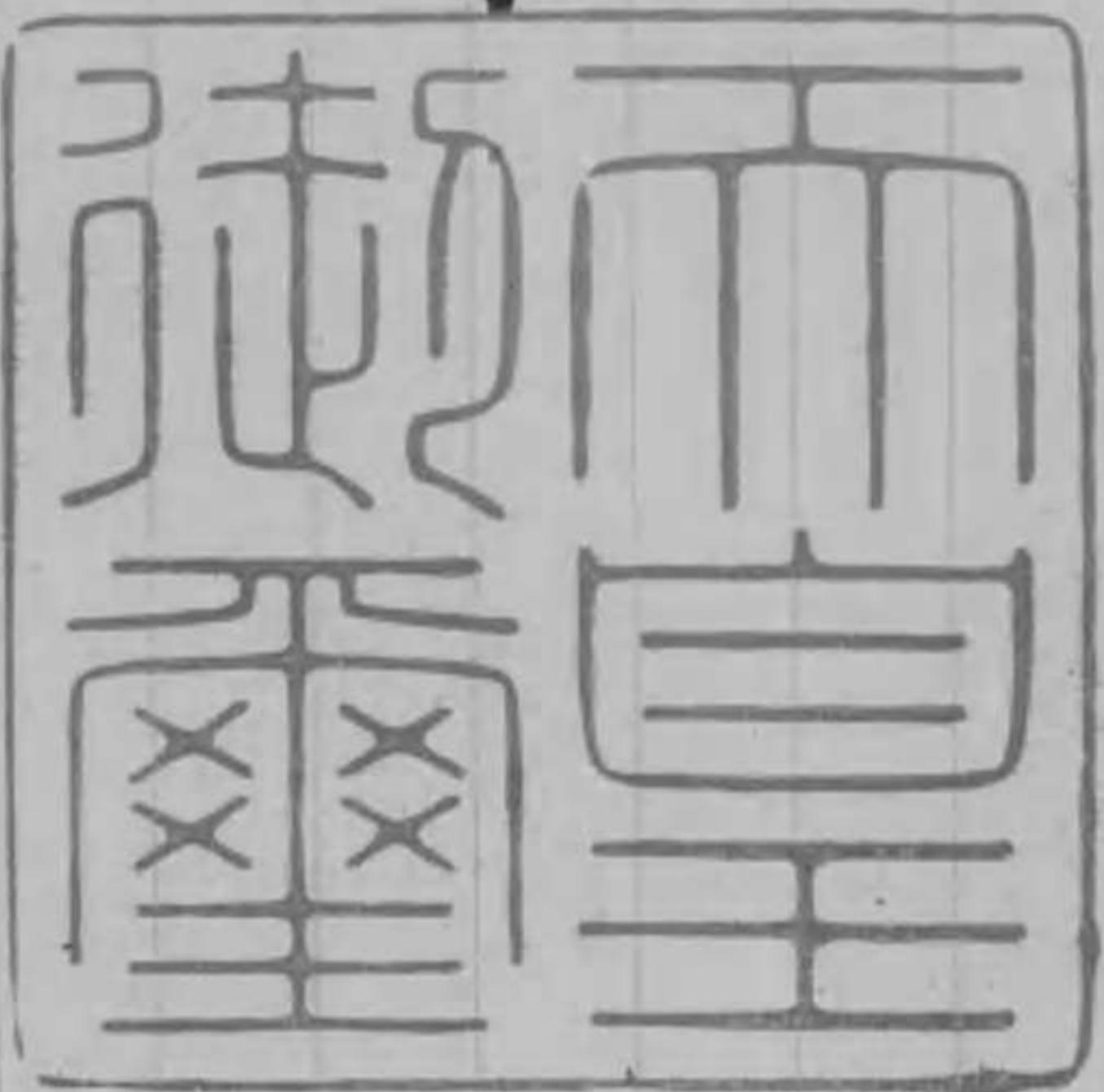
日本國憲法第七条及び第四十六条並びに公職選挙法  
第三十二条によつて、昭和三十一年七月八日に、参議院議  
員の通常選挙を施行することを公示する。

仁政

昭和三十一年六月十二日

内閣総理大臣 岩山了昇

裕仁



日本国憲法第七条及び国会法第一条  
によつて昭和三十一年五月二日に、国会の臨時  
会を東京に召集する。